

公益社団法人日本バス協会役員報酬規程

第1章 役員報酬

(総則)

第1条 当協会の役員に対する報酬については、定款で定めたほか、この規程の定めるところによる。

(支給)

第2条 役員に対しての報酬は、総会の決議を経て、会長が、会長の指名した役員報酬等委員会に諮り、この規程の定めに従って支給する。

(報酬額)

第3条 常勤役員報酬月額、別表1に定める額以下とし、会長が算定する。

2 非常勤役員報酬月額は、その業務内容、勤務実績等を考慮して前項の額の範囲内で、会長が算定する。

(支給日等)

第4条 役員の報酬は、その月の月額を、原則として毎月25日に支給する。

2 月の途中で就任あるいは退任した役員の報酬は、月額を日割り計算して支給する。

第2章 役員退職慰労金

(適用範囲)

第5条 当協会の常勤役員に対する退職慰労金（以下「慰労金」という。）の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給)

第6条 退任した常勤役員に対しては、総会の決議を経て、会長がこの規程の定めに従って慰労金を支給する。

(算定方式)

第7条 慰労金は、最終報酬月額に別表2に定める役員通算在任年数に応じた支給率を乗じた額とする。

2 役員地位に変更あるときは、役員地位ごとの慰労金を算出し、これを合算して支給する。

3 役員地位ごとの報酬月額は、その役員の地位の最終月額とする。この場合、月額を現在の報酬ベースに換算することができる。

(役員在任期間)

第8条 役員在任期間は、役員就任の月から退任の月までとする。1年未満の月数は、1カ月につき1/12を持って計算する。

(加算)

第9条 総会の決議により、退任役員のうち、在任中特に功労のあった者に対しては、第7条により算出した金額にその30%を超えない範囲で加算することができる。

(減算)

第10条 総会の決議により、退任役員のうち、次の各号に該当する者に対しては、第7条により算出した金額を減額することができる。

- (1) 在任中特に重大な損害を当協会に与えたもの
- (2) その他特別の事由がある場合

(弔慰金)

第11条 死亡した役員に対する弔慰金については、前各条によって算出した慰労金に含めるものとする。

(改正)

第 12 条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

別表 1

役 職	月 額
理事長	1 5 5 万円
常務理事	1 1 5 万円

別表 2

退職慰労金支給率表

在 任 年 数	支 給 率
年	%
1	1 0 0
2	2 0 0
3	3 0 0
4	4 0 0

5	5 0 0
6	6 0 0
7	7 0 0
8年以上	8 0 0